工 事 請 負 契 約 書 (案)

1 工 事 名 宮崎森林管理署庁舎屋根補強・補修工事

2 工 事 場 所 宮崎県宮崎市柳丸町388-5 宮崎森林管理署庁舎

契約締結日の翌日 から 3 エ 期 令和 8年 3月 17日 まで

4 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

5 契約保証金額 請負代金額の10分の1以上

6 前 金 払 請負代金額の10分の4以内

7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会

宮崎県建設工事紛争審査会

8 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは (○印)、削除されるものは (×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選択条項	
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号	
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号	
選択	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号	
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号	
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号	
選択	Е]主任技術者	第10条第1項第2号	
選択	Е] 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第15条	
	前金払		第35条第1項	
×	中間前金払		第35条第5項	
	部分払	回以内	第38条	
	部分払の対象となる工場製品		第38条	
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条	

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約 書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結 し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 宮崎県宮崎市柳丸町388-5

分任支出負担行為担当官

(氏名) 宮崎森林管理署長 山口輝文 印

受注者 (住所)

(氏名) 印

仲裁合意書

工 事 名 宮崎森林管理署庁舎屋根補強・補修工事

工事場所 宮崎県宮崎市柳丸町388-5 宮崎森林管理署

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注 者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲 裁判断に服する。

管轄審査会名 宮崎県建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏 名

受注者 住 所

氏 名

仲裁合意書について

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、た とえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。

また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。